

提出書 取消の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	被扶養者申告書	共済組合被扶養者証	新規加入した健康保険の写し	就職年月日を確認できる書類	所得証明書	給与支払明細書(写)(直近6カ月分)	公的年金等改定通知書(写)または公的年金等振込通知書(写)	確定申告書(写)及び収支内訳書(写)	国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届
就職	○	○	●	●					
他保険加入	○	○	○						
収入増等	○	○			○	●	●	●	○

注：○については、必ず提出してください。

●については、被扶養者の状況に応じて提出してください。

その他の事由については、福利のしおりを確認し、取消手続きを行ってください。

- ① 「被扶養者申告書」
全員が提出する必要があります。人事給与システムから出力してください。（【別紙4】人事給与システム画面参照）
- ② 「組合員被扶養者証」
全員が提出する必要があります。紛失した場合は、かわりに始末書（任意の様式）を提出してください。
- ③ 「新規加入した健康保険の保険証の写し」
新規加入した保険の加入日からの取消となります。（扶養手当の取消日と共済組合の取消日が同日の際は、不要）
- ④ 「就職年月日を確認できる書類」
③を提出する場合には、必要ありません。
就職先に健康保険制度がなくても、恒常的に月額が108,334円以上の収入がある場合は、就職した日から取消となります。辞令書、契約書等就職年月日を確認できる書類を提出してください。
- ⑤ 「所得証明書」（原本）
必ず最新のもの（平成28年分）の原本を提出してください。
- ⑥ 「給与支払明細書（写）（直近6カ月分）」
給与明細は、雇用主と受給者が確認できるものを提出してください。
アルバイト等の給与月額が108,334円以上ある月（限度額130万円を12で除した額）が連続して3カ月以上続いた場合は、その翌月の初日から取消となります。
アルバイト開始より給与月額が108,334円を超える勤務形態の場合、開始日からの取消となります。
その場合は、開始日が確認できる雇用契約書の写しを提出してください。
6月以内にアルバイトを開始し、6カ月分が揃わない場合は、雇用契約書の写しを必ず提出してください。
※ 紛失等で手元にない場合は、雇用主より金額等の証明を受けた書類を提出してください。
- ⑦ 「公的年金等証書（写）または公的年金等改定通知書（写）」
年金決定日、もしくは年金額が認定の限度額を超える改定が行われた日を持って取消となりますので、それらの日付と金額が確認できるものを提出してください。
- ⑧ 確定申告書及び収支内訳書の写
確定申告の申し出日からの取消となります。
- ⑨ 国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届
収入が基準額以上に増加した場合（離婚、死亡した場合）に提出が必要です。

※ この他、状況により支部長が特に必要と認める書類を提出していただく場合があります。